

中小企業の健全性支援マガジン（毎月1日発行）

BUSINESS ONE POINT

# TFG ニュースレター

2021.11 No.363

健全性支援実績No1を目指す！

Tax & Financial Group  
**TFG** 税理士法人  
株式会社 東亜経営総研

TFG 検索

〒550-0011 大阪市西区阿波座1-4-4-8F  
TEL(06)6538-0872  
FAX(06)6538-0896  
E-mail [info@tfg.gr.jp](mailto:info@tfg.gr.jp)  
(編集担当 藤本)

## 今月のコンテンツ

[ 経営のお役立ち情報 ]

- ・インボイス制度 シリーズ3
- ・電子取引の改正について その2
- ・今！注目のパーパス経営

[ 今月のトピックス ]

- ・財務省情報コーナー
- ・今月のブックマーク
- ・一時支援金のお知らせ

## インボイス制度

### シリーズ3 免税事業者が留意すべき点とは

TFGニュース9月号よりインボイス制度についてご説明させて頂いていますが、インボイス制度は消費税の課税事業者に対してのみ影響があるようなイメージがありますが、得意先様からすれば消費税の仕入税額控除ができる課税事業者の方から仕入たり外注委託する方が消費税の納税に関して有利という判断から消費税の課税業者に注文する可能性が高くなります。また、現在消費税の免税事業者であっても、消費税相当額を上乗せて得意先様に請求することができますが、インボイス制度が始まると免税事業者は課税事業者に対して「適格請求書」を発行できないので、請求書に消費税相当額を記載して請求書を発行することができなくなります。勿論、税込金額の表示での請求もできなくなります。結果、消費税相当分だけ請求金額が少なくなることになります。得意先様との関係維持や請求金額を下げない為にあえて消費税の課税事業者を選択される方が今後かなり出てくると予想されます。ここでは、免税事業者があえて消費税の課税事業者を選択される場合の留意点をご説明させて頂きます。

令和5年10月1日（施行日）から「適格請求書発行事業者」になる場合

令和5年3月31日迄に税務署に「適格請求書発行事業者の登録申請書」を提出することで、令和5年10月1日より「適格請求書発行事業者」になると同時に消費税課税事業者となります。個人事業主の方や12月決算法人であれば、令和5年1月1日より令和5年9月30日までは消費税免税事業者で、令和5年10月1日から令和5年12月31日までは消費税課税事業者となり、この10月から12月迄の期間の消費税を申告し納付しなければなりません。勿論、得意先様が消費税の課税事業者であれば10月1日より「適格請求書」を発行しなければなりません。

「適格請求書」にかえて「適格簡易請求書」にかえることができる事業者もあります。

施行日以後に免税事業者の方が「適格請求書発行事業者」になる場合

免税事業者の方が「適格請求書発行事業者」になるには課税事業者となる必要があります。令和5年10月1日を含む課税期間中に「適格請求書発行事業者」の登録を受けた場合は、その登録を受けた日より課税事業者となる（課税事業者選択届出書は提出不要）経過措置がありますが、それ以後は「適格請求書発行事業者の登録申請書」の他に「課税事業者選択届出書」の提出が必要です。その場合は、「課税事業

者選択届出書」を課税期間の初日の前日までに提出すればよいのですが、「適格請求書発行事業者の登録申請書」は課税期間となる初日の前日から起算して1月前の日に提出する必要があります。(課税期間の開始日が1月1日であれば前年の11月30日迄に提出)

もし、「課税事業者選択届出書」を期日までに提出して、「適格請求書発行事業者の登録申請書」は期日より遅れると、消費税の課税事業者になったのに、「適格請求書発行事業者」にはなれないというリスクを負います。今後、変更の際は、早目の対応が必要になってきます。

#### 簡易課税制度の適用について

通常、簡易課税制度を適用するには、簡易課税適用課税期間開始の前日迄に「消費税簡易課税選択届出書」を提出しなければなりません。免税事業者が令和5年10月1日の属する課税期間中に「適格請求書発行事業者」の登録を受けた場合、登録日の属する課税期間中にその課税期間から簡易課税制度の適用を受ける旨を記載した「消費税簡易課税制度選択届出書」を納税地を所轄する税務署長に提出した場合には、その課税期間の初日の前日に消費税簡易課税選択届出書を提出したとみなされます。

#### 適格請求書発行事業者の登録を取りやめる場合の留意点

適格請求書発行事業者の登録を取りやめる場合、納税地を所轄する税務署に「適格請求書発行事業者の登録の取消しを求める旨の届出書」(以下登録取消届出書)を提出する必要があります。この登録取消届出書は提出のあった翌課税期間より取消の効力が有効となりますが、登録取消届出書の提出日が提出した課税期間の末日から起算して30日前の日からその課税期間末日迄の日に提出した場合は取消の効力が翌々課税期間となるので注意してください。

#### 「課税事業者選択届出書」を提出して課税事業者になった場合の留意点

前述記載の通り、免税事業者が令和5年10月1日を含む課税期間以後に「適格請求書発行事業者」になるには、「適格請求書発行事業者の登録」と「消費税課税事業者選択届出書」の提出が必要です。この「消費税課税事業者選択届出書」を提出した場合は2年間消費税の課税事業者となります。この2年間が経過し消費税の免税事業者に戻るにはその免税期間に戻りたい課税期間開始の日の前日迄に「消費税課税事業者選択不適用届出書」を提出する必要があります。勿論、その免税期間に戻りたい課税期間の基準期間の課税売上高が1,000万円以下であることはいうまでもありません。

令和3年10月1日より「適格請求書発行事業者」の登録申請がスタート致しました。

令和5年10月1日の施行日に登録事業者になるためには、令和5年3月31日までに登録申請が必要です。TFGでは今後の皆様の申告時期に合わせて、順次、提出有無の確認等申請の提出を実施して参ります。早めにご提出をご希望の方その他免税事業者様でご不明な点等ご相談がございましたら、その都度ご対応させていただきますので弊法人の巡回分担者までお問い合わせくださいませ。

## 電子取引の改正について その2

準備は大丈夫ですか！

前月号でも掲載致しましたが、改正電子帳簿保存法の中の1つである電子取引について、令和4年1月1日以後の取引から適用ということで、施行が間近にせまり、ご質問も多く頂きましたので再度、詳しくご説明をさせていただきます。

## 電子取引とは

電子取引とは取引情報の受渡しを電磁的方法により行う取引をいいます。具体的には、電子データ交換取引、インターネット等による取引、電子メールで取引情報を受渡しする取引(添付ファイルによる場合を含む)、ネットサイトで取引情報を受渡しする取引等をいいます。

取引情報とは、取引に関して受領し、又は交付する注文書、契約書、送り状、領収書、見積書その他これらに準ずる書類に通常記載される事項のことを指します。

### - 具体的なケース -

電子メール(メール本文や添付ファイル)で請求書や領収書を受領している
アマゾン、楽天、モノタロウ等のインターネットサイトで物品購入している 公共料金の請求は紙が無く、インターネットで確認している
クレジットカードの利用明細をインターネットで入手している
スマートフォンアプリ(PayPay、LINE Pay等)電子決済サービスを利用している
交通系ICカード(Suica等)の支払データをインターネットで入手している
従業員がネットで購入した旅費(JALやANA等)を立替払い精算している 電子請求書や電子領収書等を授受に係るクラウドサービスを利用している
ペーパレス化されたFAX機能を持つ複合機を利用し、注文書等を受領している 請求書や領収書等のデータをDVDやフラッシュメモリで受領している
特定の取引にEDIシステム(請求書等を電子的に交換できるシステム)を利用している
運送会社等の請求データをインターネットで入手している等

1 他、請求書や領収書が電子取引データである可能性が高い店舗として、Yahoo!ショッピング、ヨドバシ.com、ビックカメラ.com、たのめる、アスクル等

### 主な改正点の概略(改正電子帳簿保存法の中の電子取引に限る)

改正電子帳簿保存法の今回の改正内容は、殆どの内容について、緩和される傾向にあります。この電子取引については、厳格化がされております。

また、罰則規定について、電子データの不正による申告洩れ等に課される重加算税が10%加重される措置が講じられました。これは、令和4年1月1日以後に申告期限が来る国税について適用がされます。

更に、電子帳簿保存法の中の、「電子帳簿・電子書類保存」と「スキャナ保存」は、するかないかは任意ですが、この「電子取引」は、全ての法人・個人事業者に関係して参りますので対応が迫られております。青色申告の承認取消しの可能性もありますので留意が必要です。

### 改正内容の詳細

#### 1. 書面保存の廃止

今後、所得税法、法人税法上、電子データをプリント等で印刷し、書面等で保存することが認められなくなります。

#### 2. 電子データの保存内容と保存場所

電子メール本文に取引情報が記載されている場合は電子メール、電子メールの添付ファイルにより取引情報(領収書等)が受渡しされた場合は添付ファイルを、ハードディスク、コンパクトディスク、DVD、磁気テープ、クラウドサービス等に記録・保持する必要があります。

## 専用のソフトをご利用されない場合の対処方法

前月号でも少し触れておりますが、請求書データ(PDF)のファイル名に、規則性をもって内容を表示し、取引の相手先や各月等任意のフォルダに格納して保存(詳しくは、国税庁HP電子帳簿保存法一問一答、電子取引関係の問12をご参照下さいませ)、更に「電子取引データの訂正及び削除の防止に関する事務処理規程」を備え付ける必要があります。

前月号で一問一答、スキャナ保存関係の問12と誤って掲載しており大変申し訳ありません。お詫びを致します。

**TFG**では、当社指定の自計化ソフトをご利用の場合は、上記のような複雑な対処の必要がなく、オプション機能「証憑保存機能」をご利用いただくことで改正に対応が可能です。サービス料金が発生致しますが、割安でご提供させて頂いております。ご質問等何なりと巡回分担者までお尋ね下さいませ。



## 財務省情報コーナー

「モノづくり補助金」「事業再構築補助金」など制度の抜本的な見直しが必要と表明。管轄は経済産業省であるため来年度の予算編成にあたり改善を求めるとされる。有識者会議「財政制度等審議会」で説明がありました。「ものづくり補助金」では直近3年では15%もの事業者が過去にもこの補助金をもらった実績がありどこまで生産性を向上できたか見えない面もある。「事業再構築補助金」はニーズのあるはずの飲食・宿泊業が2割程度にとどまっており真に必要な企業に適切な支援が行きわたる見直しが必要とされています。今後は申請と同じくらい実績報告などが重視されることと思われます。

## 今！注目のパーパス経営

### 次世代の経営モデル

企業の存在意義を意味するパーパス(Purpose)に基軸を置いた「パーパス経営」が、次世代の経営者モデルとして世界的に注目を浴びてきています。では一体どういうものかご紹介していきます。

#### パーパス経営とは

今までは企業には「ビジョン」がなければならぬ。あるいは「ミッション」が必要であると言われてきました。経営上の役割では大きな差異はありません。

##### 1. 「ビジョン」

企業が事業を通じて将来的に成し遂げたいことを示したもので将来の見通しや未来像と訳すことができます。

##### 2. 「ミッション」

企業が誰のために何の事業を行うのか？を示したもので使命や任務と訳すことができます。

##### 3. 「パーパス」

企業は社会における自社の存在目的は何か？社会にどう貢献しているか？を示したもので存在意義と訳すことができます。

パーパス経営とは全く新しいビジネスモデルというわけではないのがお分かりになったと思います。

Y世代(ミレニアム世代)(概ね1980年代序盤から1990年代中盤までに生まれた世代)やZ世代(概ね1990年代中盤から2000年代終盤までに生まれた世代)と呼ばれる新しい世代の台頭や、気候変動などグローバルな環境

問題の深刻化から、「社会」という視点を持った経営をパーパス経営と呼び注目されています。

## パーパス経営が注目される背景

### 1. 顧客市場

B to C市場では今、「エシカル消費」が注目されています。自分の欲望や流行にとらわれず、環境や社会にとって良いビジネスを行っている企業を、その商品の購入という形でサポートする消費者が増えています。特にミレニアム世代以降の若い消費者に、その傾向が強く出ています。B to Bの企業環境はもっと厳しく、環境や社会に悪影響を及ぼしている企業はサプライヤーリストから外されてしまうケースもあります。

### 2. 人材市場

ミレニアム世代以降の人たちは就職や転職活動においても、企業が環境や社会に良いビジネスをしているかどうかを重視しています。記憶にある方もいらっしゃるでしょうが、2017年5月にFacebook 会長兼 CEO のマーク・ザッカーバーグが母校ハーバード大学の卒業式で「人生のパーパスを見つけなさい。というような、よくある卒業式のスピーチをしたいと思いますではありません。僕たちはミレニアム世代だから、そんなことは本能的にやっているはずで、自分の人生目標を見つけるだけでは不十分で、僕たちの世代にとっての大切な課題は、『誰もが人生の中で、自らの存在意義を持てる世界』を作り出すことなのです。」これからの消費やビジネスの中核を担う存在に共感を得られなければいい人材は確保が難しいと言えるでしょう。

### 3. 金融市場

投資先を選ぶ際に環境（Environment）、社会（Social）、ガバナンス（Governance）の観点を重視したESG投資が世界的に広がっています。

## 事例

### 1. ソニー

「クリエイティビティとテクノロジーの力で、世界を感動で満たす」

コロナ化でスタートした「Play At Home」イニシアチブは、同社の子会社エンターテインメントコンテンツを生かした取組の1つです。期間限定でのゲームタイトルの無料配信や、創作活動を行う小規模インディーズスタジオを支援するために、日本円で約11億円の基金を設立しています。

また、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた世界中の人々を支援するべく、日本円で約108億円の支援ファンド「新型コロナウイルス・ソニーグローバル支援基金」も設立しました。

### 2. ネスレ

「ネスレは、創業者アンリ・ネスレの精神を受け継ぎ、栄養を中心としたネスレの価値観に導かれ、食の持つ力で、現在そしてこれからの世代のすべての人々の生活の質を高める製品、サービス、知識を個人と家族の皆様にお届けするためにパートナーとともに取り組みます。」

同社は2030年に向けた3つの数字目標を設定しています。

- (1)5,000万人の子供たちが、さらに健康な生活を送れるように支援
- (2)ネスレの事業活動に直結するコミュニティに暮らす3,000万人の生活を改善
- (3)ネスレの事業活動における環境負荷ゼロ

大手企業での取り組みでしかも海外企業の事例ですが、日本でも取り組みをしていく企業が増えています。中小企業においても優秀な人材の確保などを考えれば、取り組んでいく必要は感じられます。まだまだ日本では遅れていますが、30年先の企業運営を見据える上では、必須のビジネスモデルと言えます。



## 今月のブックマーク

過去にはWeb サイトを作成するために IT の知識が不可欠でしたが、最近ではレンタルサーバーを安価に借り、そこにWordPressを導入して手軽にホームページを作成できるようになりました。ホームページ編集用ソフトも不要で、初心者でも比較的ホームページが作りやすい環境となりました。

「WordPress」

<https://wordpress.com/ja/>

### 一時支援金のお知らせ

大阪府では、新型インフルエンザ等対策特別措置法（インフルエンザ等のところをコロナを適用）に基づく要請に伴う飲食店の休業・時短営業または不要不急の外出・移動の自粛により、特に大きな影響を受け、売上が大きく減少している中小法人・個人事業者等を対象に、国の月次支援金に上乗せして、一時支援金を支給されます。

**対象者** 大阪府内に主たる事業所のある中小法人等及び府内に住所のある個人事業者等  
「主たる事業所」「住所」とは確定申告書類に記載の住所地（納税地）を言います。

**対象要件** 国の月次支援金（4月～8月のいずれか）を受給していること  
対象月において以下の協力金の支給対象者ではないこと  
大阪府営業時間短縮等協力金、大規模施設等協力金、及び他の都道府県が実施する同種の協力金  
国の月次支援金が対象となる以下の支援金を受給していないこと  
大阪府酒類販売事業者支援金、他の都道府県が実施する同種の支援金  
他の都道府県が実施する国の月次支援金への上乗せ支援金

**支給額** 中小法人等 50万円  
個人事業者等 25万円

**申請期間** 令和3年11月5日（金）から12月24日（金）

11月1日～11月7日の「消費税インボイス制度シリーズ1」動画配信におきまして多数のご視聴誠にありがとうございました。シリーズ2・3も引き続きご活用くださいませ。

TFGでは経営管理システムの一環として国際基準のISOにも従来より取り組んでおり、また経営計画策定や事業承継、海外取引・進出に関する支援等についてのコンサルティング業務も、ご遠慮なくご連絡ご相談下さいませ！

TFGでは現在、時差出勤及びテレワークを限定的に実施しております。ご不便をおかけすることがあるかもしれませんがご理解賜りますようお願い申し上げます。

起業・革新・ベンチャー支援・・・Tax&Financial Group

TFG 検索

**TFG 税理士法人**  
**株式会社 東亜経営総研**

中小企業経営力強化支援法に基づく経営革新等支援機関に認定されております。

〒550-0011 大阪市西区阿波座1丁目4番4号  
野村不動産四ツ橋ビル8F  
(06) 6538-0872 (代表) FAX (06) 6538-0896  
[URL] [www.tfg.gr.jp](http://www.tfg.gr.jp) [E-mail] [info@tfg.gr.jp](mailto:info@tfg.gr.jp)

TFGニュース編集担当 藤本 清